葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例(平成12年葉山町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和3年2月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和3年度から新たな事業運営期間が始まることに伴い、第1号被保険者の保険料率の改正及び保険料率の区分の細分化を行うとともに、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴う所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例(平成12年葉山町条例第9号)の一部を次のように 改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」 を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「28,800円」 を「29,400 円」に改め、同項第2号中「40,320 円」を「41,160 円」に改 め、同項第3号中「41,472円」を「42,336円」に改め、同項第4号中 「54,720 円」を「55,860 円」に改め、同項第5号中「57,600 円」を 「58,800円」に改め、同項第6号中「72,000円」を「73,500円」に改 め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、 「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」 を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第13号イ」を「、第 13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「72,576円」を 「74,088円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号 イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「73,152円」を「74,676円」に改 め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」 に改め、同項第9号中「88,128円」を「89,376円」に改め、同号ア中 「400万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13 号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第14号中「122,112 円」を 「147,000円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「120,960 円」を「123,480円」に改め、同号イ中「除く。)」の次に「又は次号 イ」を加え、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (15) 次のいずれかに該当する者 135,240円
 - ア 合計所得金額が 2,000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当 する者を除く。)

第5条第1項第12号中「102,528円」を「111,720円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第15号イ」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「100,800円」を「102,900円」に改め、同号イ中「又は

第13号イ」を「、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「89,856円」を「92,316円」に改め、同号イ中「第12号イ又は第13号イ」を「第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 次のいずれかに該当する者 90,552円
 - ア 合計所得金額が 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも 該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号 イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除 く。)

第5条第2項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「17,280円」を「17,640円」に改め、同条第3項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「17,280円」を「17,640円」に、「25,920円」を「26,460円」に改め、同条第4項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「17,280円」を「17,640円」に、「38,592円」を「39,396円」に改める。

附則に次の3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 11 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 12 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。 この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み

替えるものとする。

13 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の葉山町介護保険条例第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 15 号参考資料 第 1 回 定 例 会 令和 3 年 2 月 10 日

条例の概要

題名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

令和3年度から新たな事業運営期間が始まることに伴い、第1号被保険者の保険料率の改正及び保険料率の区分の細分化を行うとともに、介護保険法施行令(以下「令」という。)の改正に伴う所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 令和3年度から令和5年度までの基準保険料額を57,600円から58,800円とし、各段階の保険料率を改正することとした。
- (2)保険料率の区分を現行の14段階から16段階とすることとした。
- (3)保険料率の算定について、合計所得金額から低未利用土地等を譲渡した場合に控除される金額を控除することとした。
- (4) 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の減額賦課に係る保 険料率を次のとおりとすることとした。
 - ア 令第39条第1項第1号に掲げる者 17,640円
 - イ 令第39条第1項第2号に掲げる者 26,460円
 - ウ 令第39条第1項第3号に掲げる者 39.396円
- (5) 令和3年度から令和5年度までの各年度における給与所得又は公的年金等に 係る所得を有する第1号被保険者の合計所得金額の算出について、給与所得等 の金額の合計額から10万円を控除することとした。

3 施行期日等

- (1)この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- (2)改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

ī	改正後		改正前	
葉山町介護保険条例		葉山町介護保険条例		
	平成12年3月31日条例第9号			平成12年3月31日条例第9号
(保除料家)		(保除判案)		

(秌陝科率)

- 各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額と
 各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額と
 する。
 - (1) 今第38条第1項第1号に掲げる者 29.400円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 41,160円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 42,336円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 55,860円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 58,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,500円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する 合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭 和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第 1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当 該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除 して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。 以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し ない者
 - イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定 する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部

する。

|第5条||令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の|第5条||平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の|

- (1) 今第38条第1項第1号に掲げる者 28.800円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 40,320円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 41,472円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 54,720円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 57,600円
- (6) 次のいずれかに該当する者 72,000円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する 合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭 和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第 1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から 今第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。 以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しない者
 - イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定 する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部

を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 74,088円
 - ア 合計所得金額が160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 <u>74,676円</u>
 - ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 72,576円
 - ア 合計所得金額が160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 <u>73,152円</u>
 - ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

改正後

- (9) 次のいずれかに該当する者 89,376円
 - ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当 しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 90,552円
 - <u>ア</u> 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当 しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 <u>92,316円</u>
 - ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 102,900円
 - ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第

改正前

- (9) 次のいずれかに該当する者 88,128円
 - ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当 しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)

- (10) 次のいずれかに該当する者 89,856円
 - ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第</u>12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 100,800円
 - ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は

改正後

14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

- (13) 次のいずれかに該当する者 111,720円
 - ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区 分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は 第15号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 123,480円
 - ア 合計所得金額が1.500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区 分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに 該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 135,240円
 - ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区 分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者 を除く。)
- (16) 前各号のいずれにも該当しない者 147,000円
- 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定 令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,280円とする。 にかかわらず、17,640円とする。
- の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合にお

改正前

第13号イに該当する者を除く。)

- (12) 次のいずれかに該当する者 102,528円
 - ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区 分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに 該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 120,960円
 - ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区 分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者 を除く。)

- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 122,112円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る
- |3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料

改正後

率について準用する。この場合において、前項中「17,640円」とあるのは、 「26.460円」と読み替えるものとする。

|4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険|4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険| のは、「39,396円」と読み替えるものとする。

附 則

1~10 (略)

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- ||11 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年 法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規 定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険 料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第 9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号 アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「和税 特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1 項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る 所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額 及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10 万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によ るものとし、租税特別措置法」とする。
- |12||前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。 この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み 替えるものとする。
- |13 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。 この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み 替えるものとする。

改正前

いて、前項中「17,280円」とあるのは、「25,920円」と読み替えるものと する。

料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険が料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合に 料率について準用する。この場合において、第2項中「17,640円」とある」おいて、第2項中「17,280円」とあるのは、「38,592円」と読み替えるも のとする。

附則

1~10 (略)